

令和2年4月23日

事務受託法人	管理者	様
指定居宅介護支援事業所	管理者	様
指定介護予防支援事業所	管理者	様
指定介護老人福祉施設	施設長	様
介護老人保健施設	施設長	様
指定介護療養型医療施設	施設長	様
介護医療院	施設長	様
指定特定施設入居者生活介護事業所	管理者	様
指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	管理者	様
指定小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	様
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	様
指定認知症対応型共同生活介護事業所	管理者	様
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	管理者	様
指定地域密着型介護老人福祉施設	施設長	様
指定短期入所生活介護事業所	管理者	様
指定介護予防短期入所生活介護事業所	管理者	様
指定短期入所療養介護事業所	管理者	様
指定介護予防短期入所療養介護事業所	管理者	様
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長
介護保険課事業者指導・指定担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて【その2】（通知）

日頃より、本市の介護保険制度の実施にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて、令和2年4月17日付で通知したところですが、広島県においても緊急事態宣言を受け、緊急事態措置として新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、接触機会の低減に徹底的に取り組み、人と人との接触を削減するように協力を要請されていることから、本市の取扱いを次のとおり変更しましたので通知します。

また、被保険者等への周知のご協力についても、併せてよろしくお願ひします。

1 要介護認定の臨時的な取扱い（更新申請分）

これまで、更新申請の対象者のうち、認定調査のための面会が困難な全ての被保険者について、被保険者本人、家族等に同意が得られた場合には、従来の介護度で有効期間を12か月（要介護1で前回有効期間が6か月の場合は6か月）延長する取扱いとしていましたが、令和2年5月1日以降に

更新時期を迎える者（有効期限5月末切れも含む）については、当面の間、全ての者について一律、更新申請、認定審査会等を経ることなく従来の介護度で有効期間を12か月（要介護1で前回有効期間が6か月の場合は6か月）延長する取扱いとします。（4月末までに既に更新申請をしている場合は、従前の取扱いのとおり）

このため、この取扱いによる対象者には、区福祉課高齢介護係より自動的に有効期間を延長した被保険者証を有効期限満了日までに送付しますので、更新申請の手続きは不要です。

原則、上記の取扱いとしますが、本人が有効期間の延長は希望せず、更新申請の手続きを行い、介護認定審査会での審査判定を希望する場合は、区福祉課高齢介護係にその旨をお伝えいただくと、通常どおりの更新申請は可能です。

なお、有効期限が満了した被保険者証は、郵送にて区福祉課高齢介護係（または出張所）へ返却していただくか、ご本人で確実に処分していただくこととします。

また、ご本人の状態に変化があり従来の介護度の見直しが必要な場合は、区分変更申請をしてください。その際、有効期間を延長した被保険者証が届いていなければ、従前の被保険者証を添付してください。

2 新規申請・区分変更申請について

取扱いに変更なく、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施する等の対応をお願いします。

3 臨時的な取扱いによる延長をした場合のケアプランの取扱いについて

利用者の状況等に変化がない場合は、「軽微な変更」に該当する取扱いとします。

なお、軽微な変更の場合、一連の業務は必須ではないが、同一サービスの回数が増減又は同一サービスの事業所の変更などの内容を居宅サービス計画の第2表及び第3表へ記載し、修正後の居宅サービス計画は利用者及び各事業所担当者に情報提供する必要があります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業についても、同様の取扱いとします。

【問い合わせ先】

○上記1、2の取扱いについて

中区福祉課高齢介護係	(TEL : 504-2478 FAX : 504-2175)
東区福祉課高齢介護係	(TEL : 568-7732 FAX : 568-7781)
南区福祉課高齢介護係	(TEL : 250-4138 FAX : 254-9184)
西区福祉課高齢介護係	(TEL : 294-6585 FAX : 233-9621)
安佐南区福祉課高齢介護係	(TEL : 831-4943 FAX : 870-2255)
安佐北区福祉課高齢介護係	(TEL : 819-0621 FAX : 819-0602)
安芸区福祉課高齢介護係	(TEL : 821-2823 FAX : 821-2832)
佐伯区福祉課高齢介護係	(TEL : 943-9730 FAX : 923-1611)
健康福祉局介護保険課認定・給付係	(TEL : 504-2363 FAX : 504-2136)

○上記3の取扱いについて

健康福祉局介護保険課事業者指導係	(TEL : 504-2183 FAX : 504-2136)
------------------	---------------------------------